平成十五年四月一日付け広島県報（号外）第五十八号に登載の広島県規則第四十五号（建設工事執行規則の一部を改正する規則）の一部を次のように訂正する。

土木建築局建設産業課長

ページ	段	行	誤	正
二	下	後ろから八	暴力関係者	暴力団関係者